

第33回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年5月20日
 告示番号 第5号
 会議年月日 令和3年5月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第33回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時32分

議 長	本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第33回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、5番 鈴木 勝 委員、23番 三浦 善昭 委員より欠席する旨の届け出がありました。
議 長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 齋藤 憲子 委員、21番 畠山 潔 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第76号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	それでは、1ページをお開き願います。 報告第76号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年5月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第26号までの26件、26名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理した時は遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第76号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第76号の質疑を終わります。

次に、「報告第77号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

9ページをお開き願います。

報告第77号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から10ページの第10号までの10件、10筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が8件、耕作の利便性を図るための盛土が2件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 長 以上で「報告第77号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長 長 なければ、報告第77号の質疑を終わります。

次に、「議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長 長 11ページをご覧ください。

議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年5月25日までの5年間となっております。

12ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、12ページから13ページにかけてであります。第4号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第6号及び第7号については、譲受人が自営業の傍ら、これまで耕作管理していた農地を贈与により取得しようとするものです。

主に自家用野菜を栽培しており、今回の申請に当たり、キャベツ、トマト、ナス等の作付・管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

次に、東山地域に係る申請1件でございます。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請2件でございます。

第9号及び第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。

最後に、藤沢地域に係る申請4件でございます。

第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第12号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

17ページをご覧ください。

第14号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上14件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長	<p>以上で「議案第243号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
8番 松岡 千賀子 委員	<p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和3年5月14日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤、松岡、農地利用最適化推進委員 佐々木、阿部、事務局職員 千葉主査、千葉主事でございます。</p> <p>報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p>
21番 畠山 潔 委員	<p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第3条現地調査、大東地域の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和3年5月12日、金曜日、午後2時より、現地調査員、農業委員 鈴木、私 畠山、農地利用最適化推進委員 武田、事務局職員 千葉主査、支所職員 小野寺産業建設課主事。</p> <p>報告内容、第3号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p>
24番 千田 幹雄 委員	<p>次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>千厩地域の第3条現地調査の報告を行います。</p> <p>現地調査日は令和3年5月12日、午前9時から行っております。</p> <p>調査員は農業委員 私 千田、それから農地利用最適化推進委員が小野寺、渡邊の両名、事務局職員が阿部主任主事、支所職員が金野建設課主事。</p> <p>報告内容ですが、第6号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>

議 長

13番
鈴木 初男 委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告書。

現地調査日、令和3年5月12日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 中館農林係長。

第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

4番
千葉 綾雄 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告をいたします。

室根地域です。

令和3年5月12日、水曜日、午前9時より行いました。

現地調査員として農業委員 千葉、藤原両氏、それから農地利用最適化推進委員として熊谷、支所職員としまして小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容、第9号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告を終わります。

議 長

10番
佐藤 和威治 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年5月12日、午前9時より行っております。

現地調査員、農業委員 佐藤、農地利用最適化推進委員 菅原、佐藤両名、支所職員は佐藤産業建設課主事でありました。

報告内容でございますけれども、第11号から第14号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないものと思われま

		す。
議	長	以上であります。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第243号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。
議	長	よって、「議案第243号」を可と決します。
		次に、「議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		それでは、18ページをお開き願います。 議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、川崎地域に係る申請1件です。 第1号は、申請人が事業用物置、駐車場及び通路を築造するために転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 なお、本件は追認案件です。 整地後に転用許可が必要であることを知り、工事を中断しており、令和3年1月18日付で農振除外を受けております。 以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第244号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、川崎地域の担当委員の方より現地調査の結果報告をお願いいたします。
15番		農地法第4条現地調査報告書、川崎地域。

遠藤 勝幸 委員

現地調査日、令和3年5月12日、午前9時より行いました。
現地調査員は農業委員は私です。

農地利用最適化推進委員 小野寺委員、今野委員、支所職員として坂本産業建設課長補佐です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR岩ノ下駅から東に2.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側、南側及び西側が農地及び山林となっています。

申請人が事業用物置等を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第244号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第244号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

19ページをお開き願います。

議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件です。

第1号は、譲受人が駐車場及び農道を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地

であることから、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が建売分譲住宅5棟を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は平成31年12月21日付で農振除外済みです。

第3号は、譲受人が宅地分譲5区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自社の用に供する重機及び資材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第5号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

21ページをお開き願います。

第7号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第9号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は令和3年1月18日、農振除外済みであります。

22ページをお開き願います。

第10号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

議 長

8 番
松岡 千賀子 委員

議 長

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は令和3年1月18日、農振除外済みです。

以上、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

ただいまの10件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第245号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日は3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北に約1.5kmの位置にあり、周囲は北が市道、東及び南側が農地、西側が雑種地となっている。

申請人が駐車場及び農作業通路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請地は、JR一ノ関駅から西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東及び南側が道となっている。

申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第3号、申請地は、JR一ノ関駅から北西に約2.1kmの位置にあり、周囲は北及び西側が市道、東側が宅地、南側が宅地及び用悪水路となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第4号、申請地は、JR山ノ目駅から南西に約2.7kmの位置にあり、周囲は北側が現況雑種地、東及び西側が用悪水路、南側が道となっている。

申請人が重機及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

18番
佐藤 多賀幸 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告書でございます。
まず現地調査日は令和3年5月12日でございます。
午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐藤です。
それから農地利用最適化推進委員は千葉、佐藤でございます。
事務局職員といたしまして千葉主査、それから支所職員は後藤
産業建設課主任ということでございます。

報告内容でございます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記
のとおりご報告いたします。

まず第5号でございます。

申請地は、JR清水原駅から南に約1.1kmの位置にあり、周囲
は北側に道、東及び南側が用悪水路、西側が宅地及び農地となっ
ています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の
設置を予定しておりますので、周辺農地に影響はないと思われま
す。

第6号でございます。

申請地は、JR清水原駅から南西に約2.4kmの位置にあり、周
囲は北側に道及び農地、東側が農地及び山林、南側が農地、西側
が農地及び宅地となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号でございます。

申請地は、JR油島駅から南東に約4.5kmの位置にあり、周囲
は北側に宅地、東側が農地、南側が現況国道、西側が原野となっ
ています。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
続いて10ページのほう、第8号でございます。

申請地は、JR油島駅から南東に約4.5kmの位置にあり、周囲
は北及び西側に農地及び宅地、東側には公衆用道路、南側が農地
となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上でございます。

ありがとうございました。

議 長

4番
千葉 綾雄 委員

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。
室根地域、農地法第5条現地調査報告をいたします。
調査日、調査員は3条と同じでございますので割愛いたしま
す。

報告内容、別紙農地転用等調査書のとおり現地確認を行った結
果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、JR新月駅から西に約680mの位置にあ
り、周囲は北側は市道及び現況宅地、東側は道、南側が宅地及び
農地、西側が農地となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第10号、申請地は、JR新月駅から南西に約11.1kmの位置にあ
り、周囲は北側及び東側は山林、南側が宅地、西側は農地及び県
道となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水の
みであることから、周辺農地に影響はないと思われま

報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

18番
佐藤 多賀幸 委員

特に意見とかというふうなわけではないんですが、実は今回の
花泉の案件の中に地上権設定がされております。

地上権設定、いろいろ目的があるのですが、制度上は特に
問題ないとは思いますが、預託していくと、様々な書き物
を見ると土地所有者にとっては不利益なわけですね。

それで、借りた側がだんだん有利になると、というのは譲渡が
できるとか抵当権設定ができるとか、要はお金を貸し借りの際
には地上権を設定していたほうが当然いいということになるん
ですが、地上権設定するには誰がするかというと土地所有者が
設定することになるんです。

つまり、貸す側が借りる方に地上権設定をしてあげなければ
ならない、そういう制度になるんですが、制度上は特に問題ない
からいいんでしょうけれども、私たちも例えば相談を受けた時に
地上権設定をどう取り扱ったらいいか、いいんだらうとか、そ
んなことを思ったりするわけでありま

す。
それで、要は地上権設定するのにちょっと教えていただきたい

というふうなことも含めて、あとは地上権設定_____、地上権設定に対する私たち農家と地権者との関係が、お互いによければいいのだらうけれども、そのとおりになんでしょうけれども、私たちに相談される時にどういうふうな向き合い方をすればいいのか迷ったりしているんですけれども、ちょっと考えさせられるということがあったところです。

ということで、ちょっと地上権設定の関係を教えていただければなど、簡単にでいいですから、そんな思いで来たところでございます。

局長 補佐

それでは、お答えいたします。

地上権設定をなぜするかと言いますと、賃貸借であれば貸した方が例えばお亡くなりになって相続が発生したような場合、相続人の方は今その契約が及びませんので、例えば20年間の予定で太陽光を立てたとしても、次の相続した方が、いや、太陽光はやらないから撤去してくださいと言えば撤去しなければならないというような状況もあり得ますので、そういうことを避けるために地上権を設定すると聞いております。

地上権の場合だと、仮に所有者が代わったとしても地上権自体は登記された状態で残りますので、太陽光の耐用年数の期間は保障されるという形で地上権設定が利用されるものと解しております。

それから、地上権の考え方については、委員さんもお指摘のとおり、その当人同士の契約になりますので、それについては両者合意の上でということ解しております。

以上です。

議長

よろしゅうございますか。

18番

佐藤 多賀幸 委員

私が心配したのは、土地所有者に関係なく勝手に転売もできるし譲渡もできる、そんなところがちょっと引かかるなという思いがただけです。

要するに、貸した側が全く知らないところでいろんな人に渡っていく、地上権の、売買もできるし、譲渡もできる、そうすると結果的に貸した側が自分の土地でありながら自分の土地ではないという、そういうことが起き得るんだらうなというふうに考えると、私たちはどういうふうに向き合えばいいのかなという思いで悩むところがあるなというふうなことだったので、これは今後の課題になるともちろん思いますけれども、そんなことからの質問

議 長
14番
畠山 信吾 委員

でございました。

ほかにございませんか。

実は私も以前に藤沢地域の中で地上権ということでその問題に直面することがございまして、まさしく今と同じような疑問を感じ、事務局に問い合わせた経過がございしますが、要は地権者が農業者が多い、農業委員会に上がってくるものなので地権者が農業者が多いということで私たち側というか、そういう人たちがもしや騙されているのではあるまいなという心配が若干ながらあったので、それで案件が上がってきた時に事務局サイドから貸した側に地上権というものをご存知ですかという確認をしてもらえればありがたいかなというふうに感じた次第でございします。

貸している側も地上権というものを知っていますよということで貸し借りをしているのであれば、両者理解もとの貸し借りなので何ら問題はないということで、法律的に整備された権利でありますから、そのこと自体は問題ないと思うのですけれども、貸している側が知らないということのを逆手に取られることのないようにしてあげたいなという心配の思いから発言をさせていただきました。

終わります。

議 長

皆さんお聞きのとおりだろうと思います。

参考になさってください。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第245号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第245号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

それでは、23ページをお開き願います。

議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内

容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

24ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が13件、所有権移転が2件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から25ページの第5号までの5件は、一関地域に係る申請です。

第6号から27ページの第10号までの5件は、花泉地域に係る申請です。

第11号、こちらは28ページまで続いておりますけれども、これは、東山地域に係る申請です。

第12号は、室根地域に係る申請です。

第13号は、藤沢地域に係る申請です。

29ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第246号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第246号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第246号」は可と決します。

議 長

次に、「議案第247号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

それでは、30ページをお開き願います。

議案第247号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

32ページ、差し替えでお配りしたほうの資料になります。

32ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が4件です。

第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

第3号から第4号までの2件は、川崎地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第247」の説明を終わります。

審議願います。

10番
佐藤 和威治 委員

差し替えの文書をいただきましたけれども、これは農業委員会の会長さん宛てに市長さんから差し替えの依頼文書が来ているということなんでしょうか。

局長 補佐

申し訳ございません、こちらにつきましては事務局のミスでの日付の誤りでございますので、事務局の判断として差し替えさせていただきました。

議長

よろしゅうございますか。

単なる事務ミスかな、補佐。

局長 補佐

そうです、市長からきた書類の内容について、ちょっと文字が小さくて見誤ってしまったようでございます。

申し訳ございません。

議長

ご了解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第247号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

満場です。

議長

よって、「議案第247」は可と決めます。

次に、「議案第248号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

33ページをお開き願います。

議案第248号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は4件で、一関地域2件、大東地域2件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

議長

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第248号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

8番

松岡 千賀子 委員

まず一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日は5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から西に約13.2kmの位置にあり、周囲は北が農地、東及び西側が原野、南側が現況市道となっております。

平成2年頃から道路用地の残地であり、植栽して利用していたため、既に農地性は失われています。

第2号、申請地は、JR一ノ関駅から西に約4.2kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側が公衆用道路、南側が現況市道、西側が農地となっております。

平成10年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われています。

議 長
21番
畠山 潔 委員

以上でございます。

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日と調査員については3条と同じでございますので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、J R 摺沢駅から北に約5.9kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が道、南側が宅地、西側が現況宅地及び墓地となっております。

昭和50年頃から宅地として使用しており、既に農地性は失われております。

第4号、申請地は、J R 摺沢駅から北に約5.9kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が現況宅地、南及び西側が宅地及び農地となっている。

昭和50年頃から宅地として使用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第248号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第248号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第33回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時25分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員